

○行田市議会議員政治倫理条例施行規程

平成 24 年 4 月 23 日議会告示第 1 号

改正

令和 3 年 3 月 31 日議会告示第 1 号

令和 8 年 3 月 19 日議会告示第 3 号

行田市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、行田市議会議員政治倫理条例（平成 22 年条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査請求書)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により議員が審査請求をする場合は行田市議会議員政治倫理審査請求書（議員用）（様式第 1 号）を、条例第 5 条第 2 項の規定により市民が審査請求をする場合は行田市議会議員政治倫理審査請求書（市民用）（様式第 2 号）を議長に提出するものとする。

(審査請求確認結果通知書)

第 3 条 条例第 5 条第 5 項の規定により選挙管理委員会に確認した結果を市民による審査請求の代表者に通知する場合は、審査請求確認結果通知書（様式第 3 号）によるものとする。

(審査請求適否結果通知書)

第 4 条 条例第 6 条第 4 項の規定により議会運営委員会に諮った結果を審査請求の代表者に通知する場合は、審査請求適否結果通知書（様式第 4 号）によるものとする。

(委員会の委員)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項の審査会の委員は、審査請求の対象となった議員及び審査請求をした議員を除くものとする。

(審査会の会長等)

第 6 条 条例第 7 条の審査会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

(審査会の傍聴)

第8条 審査会の会議の傍聴については、行田市議会委員会条例（昭和42年条例第38号）第19条の規定を準用する。

(審査結果報告書)

第9条 条例第9条第1項の規定による審査結果の報告は、行田市議会議員政治倫理審査結果報告書（様式第5号）によるものとする。

(審査結果通知)

第10条 条例第9条第2項の規定による審査請求者への通知は、行田市議会議員政治倫理審査結果通知書（様式第6号）によるものとする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

行田市議会議員政治倫理審査請求書（議員用）

年 月 日

行田市議会議長

審査請求者

議員氏名（代表者）

議員氏名

議員氏名

行田市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 項の規定により次のとおり審査を請求します。

1 審査請求の対象議員の氏名

2 審査請求の対象となる事由の該当条項

3 審査請求の対象となる事由の内容

4 添付書類

政治倫理基準に違反する疑いの事実を証する資料

様式第 2 号（第 2 条関係）

行田市議会議員政治倫理審査請求書（市民用）

年 月 日

行田市議会議長

市民による審査請求の代表者

住 所

氏 名

連絡先

行田市議会議員政治倫理条例第 5 条第 2 項の規定により次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求の対象議員の氏名
- 2 審査請求の対象となる事由の該当条項
- 3 審査請求の対象となる事由の内容
- 4 添付書類

政治倫理基準に違反する疑いの事実を証する資料

審査請求者署名簿

審査請求者署名簿

行田市議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定による本件審査請求書の主旨に賛同するため署名します。

なお、同条第4項の規定により行田市議会議長が行田市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録されている者であるかどうかの確認を求めることについて同意します。

番号	署名年月日	住所（建物名、部屋番号等も記入のこと） 氏名	生年月日	確認欄
		住所 行田市 氏名		
		住所 行田市 氏名		
		住所 行田市 氏名		
		住所 行田市 氏名		
		住所 行田市 氏名		
		住所 行田市 氏名		

（備考）

- 1 氏名は、自署すること。
- 2 確認欄は、記載しないこと。
- 3 審査請求者署名簿は、政治倫理審査会委員、議長、副議長、議会運営委員会委員及び議会事務局の職員が閲覧できるものとする。

様式第 3 号（第 3 条関係）

審査請求確認結果通知書

年 月 日

様

行田市議会議長



年 月 日付けで審査請求のあった件について、行田市議会議員政治倫理条例第 5 条第 5 項の規定により却下したので、通知します。

理由

様式第 4 号（第 4 条関係）

審査請求適否結果通知書

年 月 日

様

行田市議会議長



年 月 日付けで審査請求のあった件について、行田市議会議員政治倫理条例第 6 条第 4 項の規定により次のとおり結果を通知します。

1 審査請求の適否結果

2 理由（不適當の場合）

様式第 5 号（第 9 条関係）

行田市議会議員政治倫理審査結果報告書

年 月 日

行田市議会議長

行田市議会議員政治倫理審査会

会 長



年 月 日付けで審査請求のあった件について、次のとおり審査結果を報告します。

1 審査請求内容

2 審査結果

様式第 6 号（ 1 0 条関係）

行田市議会議員政治倫理審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

行田市議会議長



年 月 日付けで審査請求のありました件について、行田市
議会議員政治倫理条例第 9 条第 2 項の規定により次のとおり審査結果を通知しま
す。

1 審査請求内容

2 審査結果